

高圧ガス保安法手続マニュアル (第二種製造者(冷凍)編)

高圧ガス保安法(以下、「法」という。)の冷凍保安規則(以下、「冷凍則」という。)の適用を受ける第二種製造者に適用する。

第二種製造者(冷凍)とは

冷凍のためガスを圧縮し、または液化して高圧ガスの製造をする設備で、その一日の冷凍能力が3トン以上20トン未満(不活性のフルオロカーボンにあっては20トン以上50トン未満、不活性以外のフルオロカーボンおよびアンモニアにあっては5トン以上50トン未満)のものを使用して高圧ガスの製造をする者

<留意事項>

- 1 附属冷凍に該当する冷凍設備は、一般高圧ガス保安規則(以下、「一般則」という。)または液化石油ガス保安規則(以下、「液石則」という。)の適用を受けます。
- 2 届出単位である「一つの冷凍設備」とは、次のものをいいます。
 - (1)冷媒ガスが配管により共通となっている冷凍設備
 - (2)冷媒系統を異にする二以上の設備が社会通念的に一つの規格品と考えられる設備(機器製造業者の製造事業所において冷媒設備および圧縮機用原動機を一つの架台上に一体に組立てるもの、またはこれと同種類のもの)内に組込まれたもの
 - (3)二元以上の冷凍方式による冷凍設備
 - (4)モータ等圧縮機の動力設備を共通にしている冷凍設備※ブラインを共通にしている二以上の冷凍設備については、これらの冷凍設備をまとめて「一つの冷凍設備」であると解することができる。

【目次】	頁
手続にあたっての注意点(提出前に必ず確認してください).....	1
高圧ガス製造事業届書	1
高圧ガス製造施設等変更届書	4
冷凍保安責任者(代理人)届書	5
第二種製造事業承継届書	6
高圧ガス製造廃止届書	6
巻末資料(様式集)	

令和5年5月
福井県防災安全部消防保安課

手続にあたっての注意点

第二種製造者(冷凍)が、法に基づき必要となる手続を行う際の注意点は、下記のとおりです。

1 提出方法

原則として福井県電子申請サービス(以下、「電子申請」という。)を利用して提出すること。

インターネット環境がないなどの理由で電子申請ができない場合は、書類を郵送(返信用封筒(必要な切手を貼付したもの)を同封)または持参(訪問日時について県担当者と事前に相談)すること。

2 提出先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県防災安全部消防保安課

3 提出部数

電子申請の場合:1部(すべて電子データで提出すること)

郵送または持参の場合:2部(正本(県提出用)1部・副本(届出者返戻用)1部)

↓本マニュアルにおける各手続↓

高圧ガス製造事業届書

1日の冷凍能力が3トン以上20トン未満(冷媒ガスが不活性のフルオロカーボンにあっては20トン以上50トン未満、不活性以外のフルオロカーボンおよびアンモニアにあっては5トン以上50トン未満)の冷凍設備を設置しようとする者(以下、「第二種製造者」という。)が、法第5条第2項第2号に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

1 届出単位

「事業所(一つの冷凍設備と考えられる冷凍施設)」ごとに行うこと。

2 提出時期

製造開始の日の20日前までに行うこと。

3 留意事項

既に法での許可・届出済の事業所が届出をしようとする場合には、「4 添付書類」のうち、「1 届出者の適格性を確認する書類(委任状を除く。)」は不要です。

4 添付書類

高圧ガス製造事業届書のほか、以下のような書類が必要になります。

No	必要となる書類	備考
1	届出者の適格性を確認する書類等	
	(1)委任状	代表者以外の者が手続をするとき
	(2)登記事項証明書のコピー	履歴事項全部証明書(法人の場合)
	(3)住民票の写しのコピー	市区町村長発行のもの(個人の場合)
2	製造施設等明細書	通達による様式によること

No	必要となる書類	備考
3	製造施設等明細書の添付資料	
	(1)事業所全体平面図	事業所内の図面に加えて製造施設の位置および付近の状況がわかる資料を添付すること
	(2)製造施設の配置図	機械室内の機器配置図等
	(3)冷凍設備仕様書および機器構成図	
	(4)冷凍配管系統図	
4	(5)機器試験合格証明書等	
	高圧ガス設備の使用の経歴および保管状態の記録	当該高圧ガス設備を移設して使用するとき

5 提出書類作成要領

(1)高圧ガス製造事業届書

ア 適用規則

冷凍を選択すること。

イ 名称(事業所の名称を含む。)

法人にあっては法人名称に加えて事業所名まで記入すること。

個人にあっては事業所名を記入すること。

なお、1事業所で複数の冷凍施設を所有することになる場合には、設置場所または通し番号等を付すこと。

<記入例>

法人：〇〇冷蔵株式会社〇〇工場(1号機)、個人：〇〇事業所

ウ 事務所(本社)所在地

法人にあっては登記してある本社の所在地を記入し、個人にあっては住民登録の場所を記入すること。

エ 事業所所在地

冷凍設備が設置される所在地を記入すること。

オ 製造する高圧ガスの種類

使用する冷媒ガスの具体的な名称を記載すること。

カ 代表者氏名

法人にあっては法人の名称、代表者の役職名および氏名を記入すること。

個人にあっては氏名を記入すること。

※届出は、当該法人の代表権を有する者が行うものですが、事業所の長等が代理人となって届出することもできます。この場合、代表者から代理人に対しての委任を証した書面(委任状)を添付すること。

(2)製造施設等明細書

ア 製造の目的

冷房、冷蔵、冷暖房など、冷凍機を使用する用途を記載すること。

イ 製造設備の種類

該当する事項を○で囲むこと。

(ア)地盤に対して移動できない冷凍機が定置式である。

(イ)冷媒設備および圧縮機用原動機を一つの架台上に一体に組み立てたものがユニット型である。

- (ウ) 蒸発器で直接空気を冷やすものが直接式(パッケージ)、一度冷却器で水やブラインを冷やし、それによって空気を冷やす方式が間接式(チラー)である。
- (エ) 多段圧縮、多元冷凍、ヒートポンプ方式等とは、冷凍サイクルのことで、例えば2段圧縮方式なら「2」と追加記載し「2段圧縮」を○で囲むこと。
- (オ) 往復動式、回転式等とは、圧縮機の圧縮方式のことで、例えばターボの場合は「遠心式」を○で囲むこと。
- (カ) 水冷式、空冷式、蒸発式とは、凝縮器の冷却方式で、例えば水冷式の場合は「水冷式」を○で囲むこと。

ウ 一日の冷凍能力

法定冷凍能力を計算(小数点第2位を四捨五入)し、記載すること。

エ 製造設備の明細

設計圧力の項から機器製造業者の項までは、メーカーカタログまたは取扱説明書を見て記載すること。

なお、メーカーからの資料に記載されている事項については、該当欄に「別紙資料のとおり。」と記入し、その資料を添付することをもって代えることができます。

オ 施設の位置および構造ならびにブライン等共通状況を示す系統図

「別紙図面のとおり。」として、明細書の添付書類の中で明らかにすること。

カ 施設の基準

(ア) 付近の火気

機械室内または設置場所の周囲にある火気の種類、最小距離を記載すること。

(イ) 警戒標

警戒標(高圧ガス保安法の適用を受けている施設であることが外部の者に明瞭に識別できるもの)の表示事項を記載すること。

(ウ) 滞留しないような構造(可燃性ガスまたは毒性ガスの冷媒ガスの場合)

冷凍設備の高圧部を設置する室について記載すること。

なお、フルオロカーボン等不活性冷媒ガスの場合であっても、機械室の広さや機械類の配置の状況に応じ、自主基準に準じて直接外気に面した開口部または機械通風装置を設けることが望ましい。

(エ) 振動、衝撃、腐食により冷媒ガスが漏えいしない構造

防振、防護装置、防食等の措置を設けている場合に記載すること。

(オ) 保安上重要なバルブ

保安上重大な影響を与えるものについて、「誤操作防止」、「表示」の措置を記載すること。

(カ) 配管の流体名、方向

措置する内容を記載すること。

(キ) 特記事項

毒性ガスを冷媒とする施設については、「消火器」、「放出管」、「警報設備」、「除害設備」について、この欄にすること。

(3) 製造施設等明細書に添付して必要になる書類等

ア 事業所全体平面図

事業所案内図(製造施設の付近(所在地)の状況を示す図面)および事業所平面図(冷凍設備の設置してある位置(施設)を示す図面)を別図として添付すること。

イ 製造設備の配置図

(ア) 機械室の構造図(平面図)、機械室内の機器の位置等を明示すること。

- (イ) 構築物の構造(鉄筋コンクリートまたは木造等の区別、壁の厚さ)、通風や換気の関係、窓、出入口等の位置等を明示すること。
- (ウ) 引火性・発火性の物がある場所、火気のある場所(ボイラーについては伝熱面積を記載のこと。)、警戒標の掲示位置、安全弁放出管の開口部および消火設備等の設置位置を明示すること。

ウ 冷凍設備仕様書および機器構成図
メーカーからの資料を添付すること。

エ 冷媒配管系統図
メーカーからの資料を添付すること。

オ 機器試験合格証明書等
メーカーが発行した試験合格証明書等によること(安全弁については認定試験者試験等成績書またはメーカー発行の試験証明書によること)。

高圧ガス製造施設等変更届書

第二種製造者が、製造のための施設の位置、構造または設備の変更の工事をし、または製造する高圧ガスの種類もしくは製造の方法を変更しようとする際、法第14条第4項に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

- 1 届出単位
「届出をしている製造事業所」ごとに行うこと。
- 2 提出時期
原則として工事に着手しようとする10日前までに行うこと。
- 3 添付書類
高圧ガス製造施設等変更届書のほか、以下のような書類が必要になります。

No	必要となる書類	備考
1	委任状	代表者以外の者が手続をするとき
2	製造施設等変更明細書	
3	製造施設等変更明細書の添付資料	変更内容により下記書類等を適宜添付すること
	(1)事業所全体平面図	変更部分が明確になるよう色分けするとともに、必要に応じ変更前・変更後の図面を作成して添付すること。 また、届出時から変更がない部分については、その旨を記載して省略することができます。
	(2)製造施設の配置図	
	(3)冷凍設備仕様書および機器構成図	
	(4)冷凍配管系統図	
	(5)機器試験合格証明書等	
4	高圧ガス設備の使用の経歴および保管状態の記録	当該高圧ガス設備を移設して使用するとき

- 4 提出書類作成要領
 - (1)高圧ガス製造施設等変更届書
 - ア 適用規則
冷凍を選択すること。

イ 名称(事業所の名称を含む。)
届出をした事業所名を記入すること。

<記入例>

法人：〇〇冷蔵株式会社〇〇工場(1号機)、個人：〇〇事業所

ウ 事務所(本社)所在地

法人にあつては登記してある本社の所在地を記入し、個人にあつては住民登録の場所を記入すること。

エ 事業所所在地

届出をした事業所所在地を記入すること。

オ 変更の種類

変更の内容を具体的に記入すること。

カ 代表者氏名

法人にあつては法人の名称、代表者の役職名および氏名を記入すること。

個人にあつては氏名を記入すること。

※届出は、当該法人の代表権を有する者が行うものですが、事業所の長等が代理人となつて届出することもできます。この場合、代表者から代理人に対しての委任を証した書面(委任状)を添付すること。

(2)製造施設等変更明細書

製造施設等変更明細書の記載項目およびその記載内容等は、変更の内容により適宜作成すること。

(3)製造施設等変更明細書に添付して必要になる書類等

変更の内容により、「3 添付書類」による書類を適宜添付すること。

記載方法は、製造届の項(5(3)製造施設等明細書に添付して必要になる書類等)を参照のこと。

なお、変更箇所が複雑な図面等にあつては、変更部分が明確になるよう色分けするとともに、変更前、変更後の図面を添付すること。

冷凍保安責任者(代理者)届書

第二種製造者であつて、法第5条第2項第2号に規定する者(製造のための施設が経済産業省令で定める施設である者その他経済産業省令で定める者を除く。)が、冷凍保安責任者または代理者の選任もしくは変更に伴う選任・解任をしたときに、法第27条の4または法第33条第1項に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

1 届出単位

「製造事業所」ごとに行うこと。

2 提出時期

新規選任の場合：製造開始予定日の15日前までに行うこと。

変更選解任の場合：変更後遅滞なく行うこと。

3 添付書類

冷凍保安責任者届書または冷凍保安責任者代理者届書のほか、選任にあつて資格を証明するため、以下の書類を添付すること。

選任の際に必要な書類	(1) 履歴書または経歴書 (2) 製造保安責任者免状の写し
------------	-----------------------------------

第二種製造事業承継届書

第二種製造者の地位を承継した者が、法第10条の2第2項に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

1 届出単位

「届出をしている製造事業所」ごとに行うこと。

2 提出時期

承継後遅滞なく行うこと。

3 添付書類

第二種製造事業承継届書のほか、以下のような書類が必要になります。

区分	必要添付書類
法人	事業譲渡の場合
	(1)登記事項証明書(履歴事項全部証明書)のコピー
	(2)譲渡の事実を証明する書面(譲渡契約書の写し等)
	合併等の場合
(1)登記事項証明書(履歴事項全部証明書)のコピー	
(2)合併等の事実を証明する書面(契約書の写し、議事録の写し等)	
個人	事業譲渡の場合
	(1)住民票(市区町村長発行のもの)の写しのコピー
	(2)譲渡の事実を証明する書面(譲渡契約書の写し等)
	相続の場合
	(1)住民票(市区町村長発行のもの)の写しのコピー
(2)戸籍謄本(市区町村長発行のもの)	
(3)相続同意証明書(法定相続人全員の証明が必要)	

高圧ガス製造廃止届書

第二種製造者が、高圧ガスの製造の事業を廃止したとき、法第21条第3項に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

1 届出単位

「届出をしている製造事業所」ごとに行うこと。

2 提出時期

廃止後遅滞なく行うこと。

3 添付書類

高圧ガス製造事業廃止届書のほか、製造設備を廃止したことがわかる写真等を添付すること。

冷凍則様式第2（第4条関係）

高圧ガス製造事業届書	冷凍	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名 称（事業所の名称を含む。）			
事 務 所 （ 本 社 ） 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
製造する高圧ガスの種類			

年 月 日

代表者 氏名

福井県知事 様

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。

冷凍則様式第6（第18条関係）

高圧ガス製造施設等変更届書	冷凍	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名 称（事業所の名称を含む。）			
事 務 所（本 社）所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
変 更 の 種 類			

年 月 日

代表者 氏名

福井県知事 様

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 二以上の変更の届出を同時に行う場合には、「変更の種類」の欄に一括届出である旨を記載すること。

冷凍則様式第3の2（第10条の2関係）

第二種製造事業承継届書	冷凍	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
承継された第二種製造者の名称 （事業所の名称を含む。）			
承継された事業所所在地			
承継後の名称 （事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			

年 月 日

代表者 氏名

福井県知事 様

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。

冷凍則様式第16（第29条関係）

高圧ガス製造廃止届書	冷凍	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
製造廃止年月日			
製造廃止の理由			

年 月 日

代表者 氏名

福井県知事 様

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。